報道関係者各位

公立学校教職員の懲戒処分について

このことについて、本日の教育委員会で決定され、本日付けで処分をしましたのでお知らせいたします。

記

1 未成年者に対するわいせつ行為

米沢市立第一中学校 教諭 蛭田 大和(ひるた やまと)(27歳、男) 〔免職〕

・ 令和5年4月から8月までの間に、県内在住の16歳未満の女性にわいせつな行為をさせた上、SNSのメッセージ機能を利用し、その映像を自身のスマートフォンに送信させるなどのわいせつな行為をした。

[管理監督責任] 校長 (50歳代、男) 〔戒告〕

2 女性職員に対するセクハラ行為

小学校(置賜地区) 教諭 (50歳代、男) [停職6月]

・ 令和3年12月から令和4年3月にかけて、同僚女性職員に対し、手をつなぐ、抱きつく、 キスをしようとするなどのセクハラ行為を繰り返した。

[管理監督責任] 校長(令和4年3月31日まで) (50歳代、男) [減給10分の1 1月] [管理監督責任] 校長(令和4年4月1日から) (50歳代、男) [減給10分の1 1月]

- 3 交通違反 (無免許運転・人身加害事故・暴走運転)
- (1) 高等学校(置賜地区) 講師 (20 歳代、女) 〔停職 5 日[※]〕
 - ・ 運転免許の有効期限が令和5年6月上旬までだったが、9月中旬まで失効に気付かずに 自家用車の運転を続け、失効を自覚した後も、通勤や免許再取得のために総合交通安全センターに行く際に自家用車を運転したことが発覚し、無免許運転で検挙された。
 - ※ 基準では停職1月が適用されるが、停職期間を被処分者の任期の最終日(令和6年3月31日)までとするもの。
- (2) 小学校(村山地区) 主事 (20歳代、女) 〔減給10分の1 2月〕
 - ・ 令和5年2月、山形市内において、帰宅のため自家用車を運転中、信号のない交差点に おいて一時停止の標識を見落として交差点に進入し、右側から直進してきた車両と衝突し、 相手方に右小脳梗塞等の傷害を負わせた。

- (3) 高等学校(庄内地区) 教諭 (40歳代、男) 〔戒告〕
 - ・ 令和5年10月、秋田市内において、休日に私用で自家用車を運転中、制限速度60km/hのところを96km/hで走行して検挙された。
- 4 処分年月日

令和6年3月26日

【問い合わせ先】

教育局教職員課 課長補佐(総括·行政給与担当)

横山 範和

電話 023-630-2563

報道監 教育局長 庄司 雅人